

風水害時における保育所等の臨時休園等の対応方針について

1 主旨

近年、全国的に台風や集中豪雨による被害が相次いで発生しており、区内でも令和元年10月台風第19号においては、多くの浸水等の被害が発生した。

区では、こうした状況を踏まえ、風水害時における保育所等の対応について、園児や保護者、職員等の安全を確保するため、臨時休園等の対応方針を定める。

2 基本的な対応方針

保育所等においては、災害発生時の臨時休園を行うことができる旨の法令上の規定がなく、原則開所となるため、風水害時の園児や保護者、職員等の安全を確保するため、区は一定の基準を定めた上で臨時休園を判断する。臨時休園時においては、社会生活を維持する上で必要なサービスに従事している保護者などを対象に、必要に応じて、「応急保育¹」又は「代替保育²」を実施する。

- 1 浸水想定区域の外に位置する施設において、原則自施設において保育を行うこと。
- 2 浸水想定区域内の施設や自施設で安全に保育を行うのが困難な施設において、指定の区立保育園で自園の職員による保育を行うこと。

3 対象施設

区立保育園、私立保育園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、私立認定こども園、認証保育所、保育室、保育ママ

上記以外の認可外保育施設については、随時、情報提供していく。

4 臨時休園を行う際の判断基準

(1) 区による臨時休園の判断基準

区は、以下の判断基準により保育所等の臨時休園を決定し、施設に通知する。

区分	判断基準	対象
A	気象状況（大型台風接近時など）により、登降園や保育が危険な状況になると見込まれる場合（鉄道事業者による計画運休が実施される場合を含む）	全施設、 又は浸水想定区域内の施設 ³
B	区から「警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）以上の避難情報等」の発令があった場合	発令区域内の施設
C	気象庁から世田谷区に「大雨特別警報」の発表があった場合	全施設

ただし、上記基準によらず、保育所等において安全な保育の実施が困難であると判断する場合、区は、臨時休園を決定することがある。

- 3 「浸水想定区域内の施設」は、「多摩川洪水浸水想定区域」「中小河川洪水浸水想定区域」「土砂災害（特別）警戒区域」「0.5m以上の浸水想定区域」内に位置する施設をいう（以下、同じ）。

(2) 緊急時における臨時休園の判断（施設長による判断）

臨時休園の判断については、基本的に区が決定する。ただし、以下の場合においては、区の判断を待たず、施設長が臨時休園を決定することができる。

【施設長が臨時休園を決定できる場合（以下の～の全てを満たす場合）】

施設が浸水想定区域内に位置する場合。

上記「(1) 区の判断基準」のBまたはCに該当する場合で、登降園や保育が危険な状況になると見込まれる場合。

区が臨時休園をただちに判断できない状況（閉庁時の急激な気象状況の変化など）であり、かつ臨時休園の判断を至急行う必要がある場合。

上記以外の場合においても、施設や周辺の状況等から、施設長が危険と判断した場合、臨時休園を決定することができる。

5 臨時休園時の施設の対応

臨時休園を決定した際の、区及び施設の対応は、以下のとおりとする。

区への対応	施設の対応	
	開園前	開園中
<ul style="list-style-type: none"> ・区から各施設に臨時休園の決定を通知する。 ・各施設の状況（応急保育・代替保育の実施状況・降園状況等）を確認・把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に臨時休園について周知する。 ・保護者に応急保育（代替保育）の希望を確認し、実施を判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に臨時休園について周知し、園児の引き取りを依頼する。 ・保護者に応急保育（又は代替保育）の希望を確認し実施を判断する。 ・応急保育（又は代替保育）を行わない園児を全て保護者に引き渡し、その後臨時休園とする。 ・状況によっては保育園防災マニュアルに基づき、避難行動をとる。

施設長が臨時休園を決定した場合は、区に報告後、上記の対応とする。

6 応急保育又は代替保育の実施について

(1) 実施の考え方

臨時休園を実施する場合においても、以下の「保育の提供の必要性が高い保護者」が希望する場合においては、「応急保育」又は「代替保育」の実施により保育を提供する。

【保育の提供の必要性が高い保護者】

社会生活を維持する上で必要なサービス（医療関係、警察・消防関係、ライフライン関係等）に従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者

（開園中）交通機関の運休等により、ただちに園児を引き取ることが困難な保護者

(2) 実施基準

保育の提供の必要性が高い保護者が保育を希望する場合、以下の基準により「応急保育」又は「代替保育」を実施する。

区分	判断基準	応急保育・代替保育の実施
A	気象状況（大型台風接近時など）により、登降園や保育が危険な状況になると見込まれる場合（鉄道事業者の計画運休が予定される場合を含む）	【浸水想定区域外の施設】 ・ 応急保育の実施
		【浸水想定区域内の施設】 ・ 代替保育を実施（指定の区立保育園）
B	区から警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）以上の避難情報等の発令があった場合	【発令区域外の施設】 ・通常保育（臨時休園しない）
		【発令区域内の施設】 ・ 代替保育を実施（指定の区立保育園）
C	気象庁から世田谷区に「大雨特別警報」の発表があった場合	【浸水想定区域外の施設】 ・ 応急保育の実施
		【浸水想定区域内の施設】 ・ 代替保育を実施（指定の区立保育園）

「応急保育」実施の施設においても、すでに施設に被害が生じているなど、自施設で安全に保育ができると判断できない場合は、「代替保育」を実施する。

(3) 運用時期

6月から「多摩川洪水浸水想定区域」内の保育施設で先行運用を開始し、7月から全区域で運用を開始する。

7 保護者への事前周知

本対応方針については、今年度は、各施設が保護者会において説明し、次年度以降は、入園説明会等において、あらかじめ施設を利用する保護者に周知し、理解を得るよう努める。また、緊急時に保育が必要となる可能性のある園児については各施設が事前に把握しておく。

8 今後のスケジュール

令和3年6月 「多摩川洪水浸水想定区域」内で先行運用開始
7月 全区域で運用開始